

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について
(臨時報告書)

[様式]

未整備駅名	取手駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：茨城県 市区町村：取手市
路線名	常磐線、常磐線（各駅停車）
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	65,680人
鉄道事業者又は軌道経営者	東日本旅客鉄道株式会社
関係自治体	茨城県、取手市
バリアフリー化に関する現状	
橋上駅：常磐線快速2面4線、段差解消済。EV（基準適合）を設置、 ：常磐線（各駅停車）1面2線 段差未解消 車椅子対応ESC（1方向）を設置。	

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者（軌道経営者）におかれましては、以下の質問にご回答下さい。（必須）

質問1 未整備駅について、平成22年（注）までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者（軌道経営者）におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

（未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。）

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者（軌道経営者）におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年（注）までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

常磐線各駅停車ホームについては、引続き車いす対応型エスカレーターで対応させていただきます。

質問4 平成23年（注）以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス（スケジュール表等の添付も可）

（未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。）

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。（任意）

都道府県（未整備駅の所在都道府県の記載事項）

質問 未整備駅について、鉄道事業者（軌道経営者）が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

茨城県においては、県と沿線市町村により構成する「茨城県常磐線整備促進期成同盟会」を通じ、毎年、JR東日本に対し、駅舎へのエレベーター設置等バリアフリー化の推進を要望しており、鉄道事業者の検討状況を踏まえて、対応を検討することとしている。

市区町村（未整備駅の所在市区町村の記載事項）

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者（軌道経営者）が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

当市においては、平成14年度に「取手市移動円滑化基本構想」を策定し、当該駅を特定旅客施設に位置付け、バリアフリー化整備を推進してきた。具体的には、平成15年度に鉄道事業者の行う事業に対する補助制度（補助率1/3、上限4千万円）を創設し、当該駅については、平成16年度にエレベーター2基の整備費補助を行い、段差解消を実施した。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的に回答下さい。

担当部署等名	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社
鉄道事業者又は軌道経営者	茨城県 企画部 企画課
都道府県	取手市 まちづくり振興部 都市計画課
市区町村	

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。